

なごみグループ(税理士・社労士)

大阪事務所

〒540-0012 大阪市中央区谷町 3-4-5・6F

Tel 06-6944-4117 Fax 06-6944-4118

東京事務所

〒102-0083 東京都千代田区麹町 4-2・5F

Tel 03-3239-5490 Fax 03-3239-5491

February, 2012

なごみ便り

www.101dog.co.jp

3月15日が締め切りです!!

ただいま確定申告の時期です。確定申告は意外と身近なものです。自分が確定申告の義務者かどうか下記のチェックリストでご確認ください。面倒なことは後回しにしていまいがちですが、還付を受ける方は早く申告すれば、それだけ還付金を受け取れる時期が早くなります。確定申告書の提出は、本年は**3月15日(木曜日)**が期限となります。

確定申告チェックリスト

確定申告が必要な方は次の通りです。

給与が2000万円を超えている	株式投資(FXも含む)などを行っている
2ヵ所以上から給与を得ている	退職時に申告書を提出していない
年末調整をしていない	マイホームをローンで購入し居住を開始した(初年度)
給与所得者で給与以外の所得が20万円を超える	災害や盗難、横領等の損害を受けた
不動産を所有し賃料収入がある	国・地方団体等の特定の団体へ寄付をした
不動産等の譲渡があった	年末調整後扶養親族等に異動があった
個人で事業を行っており売上がある	多額に医療費を支払った

・副収入の申告漏れ(~)

例えば、インターネットによるサイドビジネスなどで得た所得についても、原則合わせて申告する必要がありますが、所得金額、つまり総収入金額から必要経費を控除した金額(副収入が複数ある場合はそのすべての合計額)が20万円以下の場合、申告の必要がないということです。

・一時所得の申告漏れ

生命保険契約に基づく一時金、懸賞金はもちろんですが、エコカー補助金とエコポイント(ポイント相当額)も注意してください。ただし特別控除額50万円があります。

・医療費について、再度確認()

医療費の支払総額が10万円に達していなくても、総所得が200万円以下で、医療費がその5%以上となっている場合は控除されます。医療費の合計は同じ所に住んでいなくても、家族に仕送りなどをして生計を一にしていればその分もカウントされるので、かかった金額は必ず調べるようにしてください。



お客様との“和” 人との“和”を大切にしたい・・・

・扶養控除の注意点

平成 23 年分の所得税から、15 歳までの子供に対する扶養控除が廃止、16 歳～19 歳に対する扶養控除の上乗せ(25 万円)部分が廃止されています。以下の表を参考に、扶養親族の年齢に注意してください。

なお、年齢は、その年の 12 月 31 日現在の年齢をいいます。

区分		控除額	改正前
15 歳以下		-	38 万円
16 歳以上 19 歳未満		38 万円	63 万円
19 歳以上 23 歳未満		63 万円	
23 歳以上 70 歳未満		38 万円	38 万円
70 歳以上	同居老親等以外	48 万円	48 万円
	同居老親等	58 万円	58 万円

3 月 15 日の期限に遅れてしまうと・・・

確定申告をしなければならない人が申告納税をしないと、納付すべき所得税に加えて、加算税・延滞税等の税金が課されます。

また、「青色」で申告している事業所得・不動産所得のある人が、期限内に申告しなければ青色申告控除(65 万円又は 10 万円)が適用されないか、又は承認まで取り消されることがあります。

以上の理由からも、必ず期限内に確定申告をしましょう。

(参考) 確定申告期間中、一部の税務署では、平日(月～金曜日)以外でも、2/19、2/26 の 2 日間の日曜日、確定申告の相談・申告書の受付を行っています。

その他、前月号でお知らせしましたとおり、東日本大震災関連で寄附をされた方に対して無料で確定申告書の作成いたします。これら確定申告について、疑問点や質問等がございましたら、「税理士法人 和」までお気軽にお問い合わせ下さい。

(文章担当：荒田・辻・大西)

～頭の体操なぞなぞコーナー～

今月のなぞなぞを出題します。解答は、配信の翌週当社ホームページのブログに掲載致しますのでぜひ挑戦してみてください！

Q.ヒーローが持っている携帯電話はどの会社の携帯電話でしょうか？